

第 8 回農業委員会議事録

- 日 時 平成 28 年 8 月 25 日(木) 午後 1 時 30 分～午後 3 時 30 分
- 会 場 綾町有機農業開発センター 2 階会議室
- 出席者 委 員 ・岡元輝信・徳弘孝一・海江田兼光・山本洋子
・坂元芳郎・中村道也・谷上政広・押田明・日高憲治
事務局 ・橋口課長 阪元
- 議 題 議案第 32 号 農地法第 3 条の規定による許可申請承認の件
- 議案第 33 号 農地法第 4 条の規定による許可申請承認の件
- 議案第 34 号 農地法第 5 条の規定による許可申請承認の件
- 議案第 35 号 農用地利用集積計画承認の件
(利用権設定関係)
- 議案第 36 号 農地法の適用を受けない土地の承認の件
- その他

事務局	ただ今から、第8回定例農業委員会を開催いたします。
会 長	<p>会長あいさつ（省略）</p> <p>では、議案審議に入ります前に議事録署名委員を坂元委員と日高委員へお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。</p> <p>議案第32号 農地法第3条の規定による許可申請承認の件を議題とします。</p>
事務局	<p>1番</p> <p>（譲渡人）○○○○</p> <p>（譲受人）□□□□</p> <p>（申請地）綾町大字南俣字星原 畑 4,610 m²</p> <p>（申請理由）後継者への生前贈与</p>
事務局	○○○○さんから後継者の□□□□さんへの生前贈与である。
日 高	ハウスがあるところですね。
会 長	<p>以上のようなのですが、何か意見はありますか。</p> <p>無いようなので採決いたします。1番について許可することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>（全員挙手）</p> <p>全員賛成で許可することに決定いたします。</p> <p>では、次の議案の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>2番</p> <p>（貸主）○○○○</p> <p>（借主）合同会社 □□□□</p> <p>（申請地）綾町大字北俣字吉井原 畑 12,032 m²</p> <p>（申請理由）法人による農業経営のための使用貸借</p> <p>（期 間）H28.9.1～H38.8.31</p>
事務局	○○○○さんが経営を法人化し、申請地でワイン用のぶどうを作付

<p>会長</p>	<p>けしたいとの申出です。</p> <p>以上のようなのですが、何か意見はありますか。 無いようなので採決いたします。2番について許可することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手) 全員賛成で許可することに決定いたします。</p> <p>では、次の議案の説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>3番</p> <p>(譲渡人) ○○○○ (譲受人) □□□□ (申請地) 綾町大字南俣字大谷 畑 5,681 m² (対 価) 無償</p> <p>○○○○さんが競売で取得した土地を今回□□□□に無償譲渡したい旨の申出です。もともと□□□□さんも資金を出して購入した土地だということです。</p>
<p>坂元</p>	<p>□□□□は新規就農者ですか。</p>
<p>事務局</p>	<p>そうです。</p>
<p>坂元</p>	<p>このような場所で、56aも作付けできるか疑問。</p>
<p>事務局</p>	<p>計画では大豆、麦を作る計画である。また、音楽を生業にしている方で、大部分はそこで収入を得るようです。</p>
<p>会長</p>	<p>以上のようなのですが、何か意見はありますか。 無いようなので採決いたします。3番について許可することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手) 全員賛成で許可することに決定いたします。</p>

事務局	<p>では、次の議案の説明をお願いします。</p> <p>4 番 (賃貸主) ○○○○ (賃借主) □□□□ (申請地) 綾町大字南俣字内屋敷 田 1,567 m² (申請理由) 規模拡大 (期 間) H28.9.1~H31.8.31 (賃借料) 10,000 円/10a ○○○○は埼玉にいらっしゃるので管理が困難ということで貸したいとのことです。</p>
会長	<p>以上のようなので、何か意見はありますか。 無いようなので採決いたします。1 番について許可することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手) 全員賛成で許可することに決定いたします。</p>
事務局	<p>では、次の議案の説明をお願いします。</p> <p>5 番 (譲渡人) ○○○○ (譲受人) □□□□ (申請地) 綾町大字入野字崎ノ田 田 186 m² (対 価) 無償 50 年ほど前に売買した土地の名義が変わっていなかったため今回 3 条申請をして、名義を変えたいとの申し出です。</p>
谷上 会長	<p>宅地のすぐ横で□□□□さんが一体的に利用されていた土地です。</p> <p>以上のようなので、何か意見はありますか。 無いようなので採決いたします。5 番について許可することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>

	<p>全員賛成で許可することに決定いたします。</p> <p>議案番号第 33 号 農地法第 4 条の規定による許可申請書承認の件を議題とします。</p>
事務局	<p>1 番 (申請人) ○○○○ (申請地) 綾町大字南俣字大谷 畑 499 m² (申請理由) 一般住宅用地</p>
会長	<p>尾立地区で寂しいところだが、ここに家を建ててどうするのか。</p>
事務局	<p>隣に自分の畑があり、獣害がひどいため、管理するのに家を建てたいとのこと。</p>
会長	<p>以上のようなのですが、何か意見はありますか。 無いようなので採決いたします。1 番について許可することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手) 全員賛成で許可することに決定いたします。</p>
	<p>議案番号第 34 号 農地法第 5 条の規定による許可申請書承認の件を議題とします。</p>
事務局	<p>1 番 (貸主) ○○○○ (借主) 合同会社 □□□□ (申請地) 綾町大字北俣字吉井原 畑 1,531 m² (申請理由) ワイン工場用地</p> <p>先ほど 3 条でワインの栽培をしたい旨の申請がありましたが、ワイン工場を建設したいとのこと。県の 6 次産業化の補助をもらって建設するとの事です。</p>
日高	<p>ここは大型トラックが入るのか。</p>

事務局	4m道幅があり、充分通ることは可能です。
会長	<p>以上のようなのですが、何か意見はありますか。 無いようなので採決いたします。本件について許可することに賛成の委員の挙手を求めます。 (全員挙手) 全員賛成で許可することに決定いたします。</p> <p>議案第 35 号 農用地利用集積計画承認の件(所有権移転・利用権設定関係)を議題とします。一括して説明をお願いします。</p>
事務局	<p>1 番 (賃貸主) ○○○○ (賃借主) □□□□ (申請地) 綾町大字北俣字鳥巢 田 1,415 m² (申請理由) 規模拡大 (期 間) H28.9.1~H34.8.31 (賃借料) 13,000 円/10a</p> <p>2 番 (賃貸主) ○○○○ (賃借主) □□□□ (申請地) 綾町大字北俣字川原田 田 591 m² (申請理由) 規模拡大 (期 間) H28.9.1~H34.8.31 (賃借料) 13,000 円/10a</p> <p>3 番 (賃貸主) ○○○○ (賃借主) □□□□ (申請地) 綾町大字北俣字鳥巢 田 2,006 m² (申請理由) 規模拡大 (期 間) H28.9.1~H34.8.31 (賃借料) 13,000 円/10a</p>

	<p>4 番 (賃貸主) ○○○○ (賃借主) □□□□ (申請地) 綾町大字南俣字内屋敷 田 3,020 m² (申請理由) 規模拡大 (期 間) H28.9.1~H34.8.31 (賃借料) 13,000 円/10a</p> <p>5 番 (賃貸主) ○○○○ (賃借主) □□□□ (申請地) 綾町大字南俣字梅木田 田 715 m² (申請理由) 規模拡大 (期 間) H28.9.1~H29.8.31 (賃借料) 13,000 円/10a</p> <p>すべて契約更新です。</p>
会長	<p>以上のようなのですが、何か意見はありますか。 無いようなので採決いたします。本件について許可することに賛成の委員の挙手を求めます。 (全員挙手) 全員賛成で許可することに決定いたします。</p>
事務局	<p>議案第 36 号 農地法の適用を受けない土地の承認の件を議題とします。</p>
事務局	<p>1 番 (申請人) ○○○○ (申請地) 綾町大字南俣字星原 畑 164 m² (申請理由) 農地法施行以前から山林であった。</p>
坂元	<p>場所はどこですか。</p>
事務局	<p>種馬所の東側です。現況は杉、竹林になっています。</p>

会長	<p>以上のようなのですが、何か意見はありますか。 無いようなので採決いたします。本件について許可することに賛成の委員の挙手を求めます。 (全員挙手) 全員賛成で許可することに決定いたします。</p> <p>以上をもって議案審議は終わらせていただきます。</p>
----	---

この議事録は、平成 28 年 8 月 25 日開催の第 8 回農業委員会の議事録に相違ありません。

会 長 岡 元 輝 信

議事録署名委員 坂 元 芳 郎

議事録署名委員 日 高 憲 治